

指定の審査に関する基準

- (1) 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、指定を受けようとする施設の所在地が島根県内(ただし、県が設置するものについては、この限りではない。)であること。
- (2) 当該指定施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する指定施設について法第31条第2項の規定により取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 当該指定施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。
 - ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
 - イ アの基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - ウ イに規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
 - エ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
 - オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - カ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (4) 当該指定施設における職員の配置が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。
 - ア (3)アの基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - イ 学芸員に相当する職員が置かれていること。
 - ウ (3)アの基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

- (5) 当該指定施設の施設及び設備が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。
- ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整理されていること。
 - イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
 - ウ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。
- (6) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- (7) 一年を通じて100日以上開館すること。